

# よくあるご質問と回答（令和2年7月2日更新） ※追加分は質問番号に下線あり。

## 1 概要について

Q1-1 「基本的に休止を要請しない施設」とはどのような施設か。

A1-1 愛知県の緊急事態措置で示された「基本的に休止を要請しない施設」のことです。

(※)「基本的に休止を要請しない施設」については、愛知県のホームページ

「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金について

[\(<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku2.html>\)](https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/kyoryoku2.html)」

をご確認ください。

## 2 交付要件について

Q2-1 「対象施設」はどのように定めたのか。

A2-1 愛知県の緊急事態措置で示された「基本的に休止を要請しない施設」のうち個人消費者と対面して商品・サービスを有償で提供している施設を対象としました。

Q2-2 NPOは対象か。

A2-2 法人格を有する特定非営利活動法人は、対象です。

Q2-3 新型コロナウイルス感染症の影響で営業日を減らすなどの対応をしている場合は対象か。

A2-3 愛知県緊急事態宣言の期間である4月10日(金)～5月14日(木)までの間、定休日を除いた通常の営業日数の2分の1以上営業していれば、概ね通常通りの営業とみなし対象です。

(具体例) 通常は週5日間の営業を4月10日(金)～5月14日(木)までの間は  
週3日間の営業とした場合

Q2-4 営業日数は通常通りだが、営業時間の短縮を行った場合は対象か。

A2-4 営業時間については短縮していても、該当期間中、通常の営業日数の2分の1以上営業していれば、概ね通常通りの営業とみなし対象です。

Q2-5 市内に複数施設を有するがすべて事業を継続していないと対象外か。

A2-5 市内に複数の施設をお持ちである場合、対象施設が1施設でも営業していれば対象です。

Q2-6 事務所や店舗といった施設を有しておらず訪問販売や出張サービスを主として事業を行っている場合は対象か。

A2-6 対象外です。自らが所有又は賃借している市内の対象施設において、個人消費者と対面して商品・サービスを有償で提供している場合が対象です。

Q2-7 市内のスーパーなどで、餃子やお好み焼きなど食品の催事販売を行っているが対象か。

A2-7 以下の要件をすべて満たす場合は対象です。

- ・市内のスーパー等の一部区画等を借り上げている。
- ・事業者自らが個人消費者に対面で直接販売をしている。
- ・4月10日(金)以前から同様の事業を行っている。

Q2-8 個人タクシー事業者は対象か。

A2-8 名古屋市が営業区域に含まれる許可等を中部運輸局から得ており、営業所が名古屋市内であれば対象です。

Q2-9 対象施設の一覧に「行政書士事務所、税理士事務所、法律事務所など」とあるが例示されていない施設は対象外か。

A2-9 官公署に準じた公的サービスを提供する事務所で個人消費者と対面して事業を実施する事務所が対象です。よって、弁護士業務、税理士業務、行政書士業務、司法書士業務、土地家屋調査士業務を行っている事務所は対象です。

なお、法人向けが主たる業務である、弁理士業務、公認会計士業務、社会保険労務士業務を行っている事務所は対象外です。

Q2-10 弁護士など士業を営む個人事業主が、自身とは別の個人事業主が運営する事務所で働いている場合、対象か。

A2-10 対象外です。応援金の対象となるのは、事務所を所有又は賃借し運営している事業者です。

Q2-11 交付要件に社会福祉法人等その他法人については、常時使用する従業員の数が 300 人以下であることが必要とあるが、法人全体の従業員数なのか、事業所当たりの人数なのか。

A2-11 法人全体で常時使用する従業員数です。

Q2-12 フランチャイズ本部が所有する店舗で、コンビニエンスストアを営業している場合、応援金の対象となるか。

A2-12 店舗での営業の損益がご自身に帰属するようなフランチャイズ契約をコンビニエンスストアの本部と結び、本部に対しロイヤリティを支払って、店舗を独占的に使用されている場合、対象となります。

Q2-13 バイク専門店も対象か。

A2-13 バイク専門店は対象です。施設コードを C33（自動車販売店）で申請してください。

Q2-14 ペットフード専門販売店は対象か。

A2-14 ペットフード専門販売店は対象です。施設コードを C24（雑貨屋）で申請してください。なお、ペットの販売店（ペットショップ）は対象外です。

### 3 申請の手続きについて

Q3-1 申請書はどこでもらえるのか。

A3-1 申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロードしていただくか、区役所などにリーフレットとともに配架します。なお、申請書作成にあたっては、必要事項を入力することで申請書が自動作成される「申請書作成支援サイト」を 6 月 22 日（月）より開設しますので、ぜひご活用ください。

Q3-2 申請内容に不備があった場合はどうなるのか。

A3-2 審査により申請内容の不備が明らかになった場合、その旨お知らせするとともに、申請書類一式を返却しますので、必要書類を揃えて再度提出してください。

Q3-3 申請の状況を確認したい。

A3-3 「申請書作成支援サイト」(6月22日開設)で申請書を作成し、出力・押印の上、添付資料とともに郵送していただくと、郵送後の「受付」や「手続」状況をオンラインで随時確認していただけます。ぜひご活用下さい。

Q3-4 申請はいつまでにしたらよいか。

A3-4 令和2年8月31日(月)(当日消印有効)までに申請書類一式をご提出いただく必要があります。申請される場合はお早めにご準備ください。

Q3-5 申請書類の控えを取り忘れたため返却してほしい。

A3-5 申し訳ございませんが、一度提出された書類は返却しません。  
申請書類を提出する際には、必ず控えをとり保管してください。

Q3-6 申請はどこに提出すればよいか。

A3-6 以下の送付先に簡易書留など郵便物を追跡できる方法で送付してください。  
なお、郵送料が不足している場合は、申請書類を受け取ることができませんので  
ご注意ください。

〒460-8799 名古屋中郵便局留

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市経済局新型コロナウイルス感染症対策プロジェクトチーム

(事業継続応援金担当) 「**事業継続応援金申請書類 在中**」

## 4 提出書類（様式）等について

Q4-1 申請書はどのように記入すればよいか。

A4-1 「申請書作成支援サイト」（6月22日開設）では、必要事項を入力することで申請書が自動作成されますので、ご活用ください。

名古屋市公式ウェブサイト（<http://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000128891.html>）より申請書作成支援サイトのリンクをクリックしてください。

または、申請書の記載例を名古屋市公式ウェブサイトに掲載しているほか、区役所などに配架するリーフレットにも添付しておりますのでご確認ください。

Q4-2 本店所在地はどこを書けばよいか

A4-2 法人の場合は確定申告書記載の本店所在地を記入してください。また、申告時期を迎えていない法人で確定申告書の写しが提出できない場合は、法人設立届出書の「本店又は主たる事務所の所在地」欄に記載の住所を記入してください。

個人事業主の場合は、本人確認書類の住所を記入してください。

Q4-3 市内に施設を複数有しているが、どのように申請すればよいか。

A4-3 対象施設を複数運営されている場合でも1事業者あたり10万円です。申請書の「市内で事業を行っている施設（自らが所有又は貸借している施設に限る）」には事業を継続していた施設のうち1か所のみ記入ください。

Q4-4 申請する施設がどの施設コードに該当するかわからない。

A4-4 市公式ウェブサイトに対象施設の例を掲載しております。

Q4-5 どのような確定申告書が有効か。

A4-5 法人の場合は直近決算期の確定申告書（申告書別表一）、個人事業主の場合は令和元年分の確定申告書（申告書B第一表）です。

Q4-6 直近の確定申告書が提出できない場合はどうすればよいか。

A4-6 現在でも確定申告、修正申告は可能ですので、管轄の税務署にご相談ください。

また、以下の場合はそれぞれの書類を添付してください。

○法人の場合

〔 ・ 設立後、申告時期を迎えていない法人で確定申告書の写しが提出できない場合は、  
法人設立届出書の写し 〕

○個人事業主の場合

〔 ・ 令和2年1月1日以降に創業した方で確定申告書の写しが提出できない場合は、  
開業届の写し  
・ 確定申告の義務がない個人事業主（課税所得ゼロの場合等）で確定申告書の写しが  
提出できない場合は、事業収入（売上）が計上されている  
「市民税・県民税の申告書」の控えの写し 〕

Q4-7 市内で事業を営んでいることが確認できる書類とは、光熱水費の領収書やパンフレットでも  
良いか。

A4-7 光熱水費の領収書やパンフレットは認められません、以下の書類をご提出ください。

○法人の場合

〔 3か月以内の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、営業許可証、  
賃貸借契約書などの写しのうち1点をご提出ください。 〕

○個人事業主の場合

〔 営業許可証や賃貸借契約書などの写しのうち1点をご提出ください。 〕

Q4-8 個人事業主で住所が市外であるが、対象施設を所有し許認可等もいない業種のため、賃貸  
借契約書や営業許可証がない。何を提出したらよいか。

A4-8 開業届の写し又は不動産登記事項証明書の写しをご提出ください。